

東北文化学園大学

令和 6 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和 7 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東北文化学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神である「輝ける者を育む」をもとに、大学の使命・目的、各学部学科、研究科の教育目的は、大学学則、大学院学則に明確に定められている。

大学の個性・特色を建学の精神に基づく全学共通教育の実施、地域に根差した多職種連携教育の推進とし、学生と地域を結んだ実践的な教育を重視している。

時代の変化に対応して、学部・学科の設置・改編を行い、医療福祉学部、現代社会学部、経営法学部、工学部の 4 学部と健康社会システム研究科を置いている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を適切な体制のもとに実施しているが、一部の学科において収容定員未充足となっており、対応が必要である。

学修支援については「スチューデント・アドバイザー」（以下 SA という。）の教員が中心となり、各学科専攻が指導体制を整備している。基礎教育センター、地域連携センターなどによる学修支援活動も充実させている。学生生活安定のための支援体制を複数実践しており、学生相談室では学生だけでなく、教職員や保護者へのサポートも行っている。

学修支援に関する学生の意見・要望については、「学修状況調査」など各種調査及び学生意見箱・意見交換会といった複数の場で意見を収集し、改善策を講じ、その実施を通じて運営の質向上を図っている。

「基準 3. 教育課程」について

教育理念を踏まえ、全学共通及び各学科のディプロマ・ポリシーを策定し、ウェブサイト及び「TBGU ハンドブック」で周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については学則で定め、更に細則を定めて厳正に運用している。大学院の学位授与審査については、研究科前期課程・後期課程学位授与審査申合せを定め適用している。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。教養教育の実施については、全学共通教養教育として「輝ける者 principle」としてまとめられ積極的に取り組んでいる。

アセスメント・ポリシーを定め、「学修状況調査」、授業評価アンケート、卒業後アンケートや就職先事業所アンケートなどを実施して、学修成果について多角的に評価が行われている。

「基準4. 教員・職員」について

学長の補佐体制として、副学長及び学長補佐を任命するとともに、大学運営に関する重要事項の審議機関として「大学運営会議」を設置している。また、教学マネジメント構築のため、「教学マネジメント委員会」を設置するなど、規則等の整備とともに、意思決定の権限と責任を明確にしている。

教育目的及び教育課程に即した教員として、設置基準で定める人数を確保するとともに、学部及び研究科に適切に配置している。教員及び職員の研修として、毎年度実施している「研修委員会」において「FD・SD 研修会」等の年間スケジュールを策定するとともに、適切なテーマを設定している。

研究倫理及び適正な研究活動についての規則を定め、研修や講習会等を定期的に開催して、研究活動について適切な運営・管理を行っている。

〈優れた点〉

○大学の教育・研究・管理運営の向上に寄与することを目的として、自己研修に専念できる「サバティカル制度」を設けており、「多職種連携教育」を体系的な全学プログラムとして構築するなど、本制度による研修内容を活用し成果を挙げている点は評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為及び関連諸規則が整備され、適切に運営が行われている。会計処理は、学校法人会計基準、経理規程、予算管理規程等に基づき適正に処理している。使命・目的を実現するため「中期計画」を策定し、中期計画をもとに毎年度策定する事業計画の重点項目について進捗状況の確認を行い、月例報告を行っている。

使命・目的の達成に向けた意思決定の体制として、意思決定を迅速化するために常勤理事会を設置している。「理事長・学長懇談会」を毎月開催し、法人と大学の目標を共有するとともに、意思疎通と連携を円滑に行っている。

監事、公認会計士及び内部監査室による三様監査連絡会を年3回開催するなど、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

「基準6. 内部質保証」について

「学校法人東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」「東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」を定め、「学校法人東北文化学園大学自己点検・自己評価委員会」「自己点検及び自己評価運営委員会」を中心とした内部質保証のための組織を整備している。また、外部有識者による外部評価委員会を置き、学外の意見を大学運営の改善に生かす体制を整備している。

教学面について、教学マネジメント委員会を設置し、三つのポリシーに則した内部質保証を推進し、大学運営会議に提言を行っている。

中期計画は、計画の項目ごとの達成度のほか、学生の満足度評価などの結果も指標として進捗管理を進めており、これに基づく事業計画の策定、必要に応じた中期計画の修正を

行っており、内部質保証の向上に努めている。

総じて、大学は建学の精神、使命・目的、教育目的に沿った学部・学科、研究科を設置している。学生の学修支援、生活支援を適切に実施して、地域に貢献する人材の育成を行っている。建学の精神にある「輝ける者」の育成を大学が目指すべき姿として取り組んでいる。学生確保について課題があるが、今後も継続して検証を行い、より一層地域社会に貢献できる人材を育成していくことを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 輝ける者を育む全学共通教育「輝ける者 Principle」
2. スチューデント・アドバイザー制度
3. スポーツ活動強化支援の取り組み

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「輝ける者を育む」をもとに、大学の使命・目的、各学部・学科、研究科の教育目的は、「東北文化学園大学学則」「東北文化学園大学大学院学則」に具体的かつ明確に定められ、簡潔に文章化している。

大学の個性・特色を建学の精神に基づく全学共通教育の実施、地域に根差した多職種連携教育の推進とし、学生と地域を結んだ実践的な教育を重視している。

時代の変化に対応して、学部の設置・改編に合わせて教育研究上の目的について見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育理念や教育目的の策定・改正に当たっては、学科会議や教授会で意見を聴き、大学運営会議で承認を得て、理事会に諮っており、役員、教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的は、大学案内、学生・教職員に配付される「TBGU ハンドブック」、ウェブサイトなどで学内外に周知している。

使命・目的は、令和 4(2022)年度開始の中期計画「輝ける者を育むⅢ」の「重点項目Ⅱ：教育及び修学システムの改善」、「Ⅲ：地域連携の強化」を中心に反映されている。

三つのポリシーは、建学の精神、教育理念及び教育目的を反映させて策定している。

使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として、医療福祉学部リハビリテーション学科、看護学科、現代社会学部現代社会学科、経営法学部経営法学科、工学部知能情報システム学科、建築環境学科、臨床工学科の 4 学部 7 学科と大学院健康社会システム研究科などを置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神や教育理念に基づく全学アドミッション・ポリシーを掲げ、ウェブサイトをはじめとする複数の方法で学内外へ周知を実践している。また各学科でも、特徴的なアドミッション・ポリシーを定め、周知し、毎年周知方法に関する見直しを行っている。入学者受入れの実施と検証については、入試広報戦略会議を設置し、そのもとに委員会を置き、

アドミッション・オフィサーによる機能の充実も進めている。IR 室による検証調査や高大連携協定等の取組みも実施している。入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、収容定員充足率の低い学科があるため、今後の対応が求められる。

〈改善を要する点〉

○医療福祉学部リハビリテーション学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満のため、改善を要する。

〈参考意見〉

○医療福祉学部看護学科、現代社会学部現代社会学科が収容定員未充足のため、学生確保に向けた更なる取組みに期待したい。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については大学運営会議及び教学マネジメント委員会が方針・計画を策定し、教務委員会が実施を担当する体制をとっている。基礎教育センターや地域連携センターを中心に学修支援体制を整備し、実効性のある支援活動を実施している。また大学院生による TA、学生によるピアサポーター、教員による SA 制度も実施し、活用されている。また学修支援に関する学生の意見を反映する仕組みも整えて実践している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内では全学共通科目「輝ける者」によるキャリア教育のための支援体制を整え、キャリアサポートセンターや地元企業担当者による講義やグループワークを実践している。また、国家資格等の専門職を対象としたキャリア教育も実践し、「専門職連携論」「専門職連携セミナー」という科目により、多職種連携を学ぶ教育も実践している。教育課程外のキャリア教育・就業体験及びインターンシップはキャリアサポートセンターが支援を行っている。これらの取組みは各国家試験の合格率や就職率への結果にも結びついている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

経済的な支援については、公的な奨学金制度のほか、大学独自の卒業年次生を対象とした奨学金制度を設けている。また、学生が空き時間に学内で就学資金を得られるスチューデントジョブ制度を導入している。健康面の支援については、健康管理センターが「保健室」「学生相談室」「特別支援室」を設置し、教職員との連携もとりながら支援している。学生相談室では学生だけでなく、教職員や保護者へのサポートも実践している。課外活動への支援も含め、学生生活安定のための支援体制を複数実践している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地や校舎は法人事務局管財部により管理運営が行われ、外部委託の警備も 24 時間体制で行われている。AED（自動体外式除細動器）の設置やバリアフリー設備が整備されている。図書館は個人ブース、グループ学習室、パソコンコーナーなどが用意され、期末試験などの時期には日曜日も利用できるようにしている。基礎教育センターでは、教育アドバイザーが常駐する「E サポカウンター」、自由な学修スペースを作る「E スペース」や開放的な雰囲気のもとでグループワークができるグランピングエリア等を設け、ラーニング・コモンズとして機能している。また、研究等に使用する学修スペースも学科ごとに設けられている。授業を行う学生数は教育効果を考慮した適切なクラスサイズを設定している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援及び学修環境に関する学生の意見・要望については、SA 制度による意見収集、「学修状況調査」での意見収集、学生意見箱・意見交換会といった複数の場で収集している。心身に関する健康相談、経済的支援については SA 制度の活用のほか、学生生活実態調査による把握と分析を実施し、健康管理センターとの連携も行っている。調査データについては IR 室により分析され、改善に結びつける取組みが実践されている。また、学生から出された意見や要望については、対応可能な案件について随時、改善策を実行に移している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育理念を踏まえ、全学共通のディプロマ・ポリシーから各学科でより詳細なディプロマ・ポリシーを策定し、ウェブサイト及び「TBGU ハンドブック」で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準についても学則で定め適用しており、細則を定めて運用し学生にも周知している。大学院の学位授与審査については、研究科で前期課程・後期課程において、学位授与審査申合せを定め適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育理念を踏まえ、全学共通の三つの柱のカリキュラムを実践するため、各学科・専攻が具体的なカリキュラム・ポリシーを定め、「TBGU ハンドブック」及びウェブサイトに掲載し周知している。カリキュラム・ポリシーは、学科・専攻ごとに詳細に記載され、ディプロマ・ポリシーと一貫性を確保している。また、単位制度の実質を保つための工夫としてキャップ制を導入し、各学科の細則にも明記して取組んでいる。教養教育の実施については、全学共通教養教育「輝ける者 principle」としてまとめられ積極的に取組んでいる。また、上級生・下級生の交流学修を推進するなど教授方法の工夫や開発に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○現行のシラバスについては、成績評価方法、成績評価基準、予習復習内容とそれに要する時間等の記載が不十分な科目があるため、チェック体制を含め、整備が望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーを定め、学修成果の点検・評価のために「学修状況調査」を実施している。各授業科目に対しては、学生による授業評価アンケートを実施し、成績評価とともに点検を行っている。また、卒業後アンケートや就職先事業所アンケートなども実施しており多角的に評価が行われている。教育内容・方法、学修指導等の改善に向けて学修成果の点検・評価結果は、教学マネジメント委員会が中心となりフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長及び学長補佐を任命するとともに、大学運営に関する重要事項を審議する機関として「大学運営会議」を置いている。教育目標の実現や教育の質向上等を目指して、「教学マネジメント委員会」及び「外部評価委員会」を設置するなど、規則等の整備とともに、意思決定の権限と責任を明確にした上で、教学マネジメント体制を構築し、適切に運用している。

教授会をはじめとする学内会議体の組織上の位置付け及び役割は、学則や関連規則等で規定し、それぞれの役割にのっとり機能している。また、学長が改廃権をもつ「教授会運営規程」によって、学長が教授会の意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項を定め、周知している。事務組織については「学校法人東北文化学園大学事務組織規程」で組織体制を明確化するとともに、事務分掌に基づき、職員を適正に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した教員として、設置基準で定める人数を確保するとともに、学部及び研究科に適切に配置している。

教員の採用・昇任についての規則を定め、それにのっとり適切に運用している。

教職員の互いの業務を相互理解することを目的とした「FD・SD 研修会」等を、「研修委員会」において年間スケジュールを策定し、適切なテーマを設定の上、毎年度実施している。

また、研修会で出された意見をもとに、他分野の交流学修の可能性を高める教育課程の改正につなげるなど、研修効果や実績が蓄積されている。なお、欠席者には、オンデマンド視聴ができる環境を整えている。

〈優れた点〉

○大学の教育・研究・管理運営の向上に寄与することを目的として、自己研修に専念でき

る「サバティカル制度」を設けており、「多職種連携教育」を体系的な全学プログラムとして構築するなど、本制度による研修内容を活用し成果を挙げている点は評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の財務状況に対する共通理解、事業計画及び中期計画に係る理解を深めるためのSD研修会を、全教職員を対象として毎年度実施している。研修への参加率向上に向けた取組みが望まれるものの、職員の資質・能力の向上のための研修を、見直しを行いながら組織的に実施している。

また、職員の能力開発及び組織としての目標達成を目指し、職員を対象とした目標管理制度を中心とした人事考課制度を導入している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には、教育研究活動のために、教員研究室を割当て、快適な研究環境を整備し、有効に活用している。

研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修や講習会等を定期的で開催しており、対象者全員が受講している。また、不正行為防止規程を定め、教員全員から不正行為を行わない旨の誓約書を受入れている。

必要な規則を整備し各教員には個人研究費を配分しているほか、要望があった機器備品の新規購入を行うなど研究活動への資源の配分を行っている。

科学研究費助成事業の獲得実績がある教員で組織するワーキンググループを設置し、申請時の説明会及び申請前の研究計画調書へのアドバイスを行うなど、外部資金導入努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理については、寄附行為及び関連諸規則に基づき、適切に運営が行われているとともに、法令で定められている情報公表を適切な内容及び方法で行っている。使命・目的を実現するため、中期計画を策定し、教職員が出席する FD・SD 研修会で担当理事から説明を行うとともに、課題等の共有を行っている。なお、中期計画をもとに毎年度策定する事業計画の重点項目は、毎月、進捗状況の確認を行い、月例報告としてイントラネットで全教職員に共有を図っている。

「ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、ハラスメントの防止措置及び問題が発生した場合の適切な措置を行っている。また、「内部公益通報者保護規程」を定め、実名又は匿名にて通報が行えるようにしている。危機管理や安全衛生体制として、関連規則を定め、体制を整備するとともに、十分な周知や必要な訓練及びチェックを行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けた意思決定の体制として、理事会や評議員会のほか、意思決定を迅速化するために常勤理事会を設置している。

「理事の職務分担に関する規程」を制定し、理事が特定の職務を担当することで、事業の推進に当たっている。

理事の選任は寄附行為の定めにとり行われ、適正な人数であるとともに、事業計画等は理事会運営規程に定められた理事会付議事項として審議されている。

寄附行為及び理事会運営規程に基づいて、理事会の運営は適正かつ円滑に行われており、理事の出席状況も良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

「理事長・学長懇談会」を毎月開催し、法人と大学の目標を共有するとともに、意思疎通と連携を円滑に行っている。理事会及び評議員会の審議内容は、法人及び大学から選出された理事によって構成される常勤理事会において、議題整理を行っている。

各種委員会から大学運営会議や理事会の最高意思決定機関まで組織的な接続が整備されており、教職員の提案等を反映する仕組みを構築している。また、理事長及び学長と若手教職員が懇談する場を設け、課題の共有や提案をくみ上げる機会としている。

法人及び大学の監査や確認を行う監事は、寄附行為にのっとり独立性を確保し、適正に選任の上、職務を適切に遂行しており、理事会及び評議員会への出席状況は良好である。また、評議員は、寄附行為にのっとり適正に選出しており、評議員会への出席状況は良好であり適切に機能している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画を策定するとともに、入学者数減少を想定したシミュレーションを実施するなど、中期的な計画に基づく財務運営を行っている。

令和 5(2023)年度までは、純資産構成比率が全国平均を上回るとともに、経常収支差額は収入超過を維持しており、現時点では安定した財務基盤といえる。

一方、ここ数年入学者数の減少が続いており、今後経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額の支出超過が予想される状況において、法人全体の財務内容改善に向け専門学校の募集停止を行っている。経費削減への取組みとともに、入学定員充足率向上に向けた対策の奏功を期待したい。

競争的資金獲得ワーキンググループを組織し、外部資金獲得を支援しているほか、寄付金の税額控除対象法人の認可を得るなど、外部資金導入の努力を行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、経理規程、予算管理規程等に基づき適正に処理しており、日常の会計処理の過程で疑義が生じた場合は、法人が契約している公認会計士に適宜相談するなど適正に実施している。また、月次決算を月例報告としてイントラネットに掲載し、教職員に周知している。

監事、公認会計士、内部監査室による三様監査連絡会を年 3 回開催するなど、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」「東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」を定め、内部質保証に関する全学的な方針を明示するとともに、「学校法人東北文化学園大学自己点検・自己評価委員会」「自己点検及び自己評価運営委員会」を中心とした内部質保証のための組織を整備し、責任体制を明確にしている。

内部監査として「学校法人東北文化学園大学内部監査規程」を定め、理事長のもとに内部監査室を設置し、監査機能を整備している。教育目標の実現と教育の質的向上及び発展を目的として「東北文化学園大学教学マネジメント委員会規程」を定め、委員会を設置し、教学に関する点検・評価を行っている。

外部有識者による外部評価委員会を置き、学外の意見を大学運営の改善に生かす体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」に基づき、各学部・研究科、大学事務局に「自己点検及び自己評価実施委員会」を置き、自主的・自律的な自己点検・評価を行う体制を構築している。

自己点検・評価を毎年度定期的に実施し、自己点検・自己評価報告書にまとめ、ウェブサイトで社会へ公表している。

現状把握のための調査、データの収集と分析は、学長直轄の IR 室が担当し、分析結果を IR 室会議、入試広報戦略会議、大学運営会議等で検討している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教学面について、教学マネジメント委員会を設置し、三つのポリシーに則した内部質保証を推進し、大学運営会議に提言を行っている。

中期計画は、法人創立 50 周年に向けた 50 周年ビジョンのもとに策定され、計画の項目ごとの達成度のほか、学生の満足度評価も指標として進捗管理を進めており、これに基づく事業計画の策定、必要に応じた中期計画の修正を行っている。

平成 29(2017)年度、日本高等教育評価機構による認証評価で指摘された収容定員充足率等の事項について、中期計画に対応を盛り込み、改善のための努力を継続している。

〈参考意見〉

○内部質保証について、教学マネジメント委員会、自己点検及び自己評価運営委員会等で点検・評価しているが、改善点や実行された改善を明示し、PDCA サイクルへの反映状況について一層明確にすることを期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献・連携

A-1. 地域・社会との連携基盤の構築

A-1-① 地域・社会との連携協定・事業

A-1-② 地域・社会との協働イベント等の開催

A-1-③ 他大学等との連携協力

A-2. 大学の有する資源の提供

A-2-① 大学の教育研究及び人的資源の開放

A-2-② 大学施設の開放

【概評】

大学と東松島市との包括的連携協定にのっとり、福祉・医療・保健の向上、教育・研究・文化の振興に幅広く連携しており、教員が多部門にわたり委員を委嘱されている。また、多くの学生が関与している。地域連携センターを設置し、地域と連携した各種事業の運営に取り組んでいる。「学都仙台コンソーシアム」に加入し、市民生活の質の向上や地域の発展等を目的にサテライトキャンパス公開講座などに教員を派遣し、他大学と協働し地域に寄与している。オーストラリアや台湾などの大学と協定し、国際的にも連携・協力している。

地域連携センターを窓口として、発達支援教室、公開講座の開講、学生ボランティアの派遣など教育研究資源の提供を含む地域貢献や社会連携などを行っている。災害時には、緊急給水システムの設置や妊産婦福祉避難所としての体制を整備している。また、各種学会などにおいても大学施設の貸与を行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 輝ける者を育む全学共通教育「輝ける者 Principle」

令和 2(2020)年度から新たな全学共通教育プログラムとして、教養教育「探求・理解プロジェクト」と初年次教育「育みプロジェクト」とからなる全学共通教育「輝ける者 Principle」を開始した。

「探求・理解プロジェクト」は、選択必修 7 科目からなる教養教育プログラムで、総合大学の特色を活かし、医療、工学、社会学、経営法学の学部専門領域の垣根を超えて、様々な分野の教員たちがチームをつくり、アクティブラーニングを重視した実践的なプログラムを提供している。「育みプロジェクト」は、自ら課題を見出し、自身の考えと他者の考えを擦り合わせながら最善の解を導き出す、能動的な学びを育む教育プログラムとして、全学共通の評価規準「育みルーブリック」により、基礎力（言語スキル、数量スキル、情報スキル）、思考力（論理的・批判的思考力、問題発見・解決力）、実践力（自律的活動力、人間関係形成力）の 3 観点に基づき「能動的な学びのスタイル」を醸成する。

2. スチューデント・アドバイザー制度

スチューデント・アドバイザー（以下「SA」という。）制度は、各学科専攻の教員がきめ細やかな学生指導を行うため、学生一人ひとりに SA 教員を配置して、学修状況や学生生活全般にわたっての相談に応じ支援する制度である。

全学的に初年次ポートフォリオの運用を行っており、学修支援の基礎資料として積極的に利用するとともに、SA による学生面談等においても指導に活用している。

また、成績不振学生への早期対応により休学、留年、退学等を防ぐことを目的として、各学科専攻で成績不振の判断基準を定め、該当学生に対する修学指導を SA が中心となって実施している。その指導に資するため「修学指導記録システム」を導入している。同システムは、SA が面談等個別指導を行いシステム上の記録内容を更新すると、通知が閲覧権限者（学科長、学部長等）に届く仕組みであり、迅速な対応策の検討が行われている。

3. スポーツ活動強化支援の取り組み

令和 2(2020)年度からスポーツ強化運営委員会を組織し、剣道部及びフェンシング部を中心にスポーツ活動の強化をスタートさせた。年度の経過とともに、スポーツ強化の支援対象は、剣道・フェンシング以外の種目の個人・団体にも拡大しており、ソーシャルダンス等でも全国レベルの大会に出場を果たしている。令和 5(2023)年度には、フェンシングの他スポーツクライミングの選手が国民体育大会出場を果たした。さらに、フェンシングではU—20 日本代表選手が誕生し、国際大会や海外合同合宿に派遣された。

また、フェンシング部は東北地域のフェンシング選手（小学生から大学生）を対象とした「東北絆練習会・大会」を主催しており、その活動はテレビ等のメディアに取り上げられ、本学の広報にも貢献している。令和 6(2024)年度から、泉中央ライオンズクラブの仙台東北文化学園大学支部として認証され、同大会の支援をいただくことになった。

また、令和 6(2024)年度からは、スポーツ活動に加えて文化芸術活動の支援も行うこととしている。